

高松地方裁判所委員会（第37回）議事概要

1 日 時

平成30年11月27日（火）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）有岡光子，今村智仁，岡克典，忽那ゆみ代，関谷利裕，竹内麗子，
野崎勝美，平野美紀，三上孝浩，村上正敏（五十音順，敬称略）

（事務担当者）高橋事務局長，五十嵐総務課長，三木総務課長補佐

（説明者）高松地方裁判所民事部 溝渕判事補

（オブザーバー）貝出民事首席書記官，高見刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○説明者以外の委員，●説明者）

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）10条に基づく保護命令について」に関する説明

高松地方裁判所民事部溝渕判事補から，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律10条に基づく保護命令の概要と高松地方裁判所における取組の実情などについて説明を行った。

- (2) 意見交換

- 保護命令に違反した件数についてはいかがか。
- 実際に保護命令に違反して起訴されることはあまりないのではないか。保護命令に違反すれば刑罰があるので，リスクを犯してまで被害者に接近することは少ないと思われ

る。

○ 離婚事件で保護命令の相手方となっている者の代理人を引き受けたことがある。保護命令は地裁で取り扱い、離婚事件は家裁で取り扱うが、地家裁間で情報の共有がなかったために苦労した。その事件では、6か月間の接近禁止命令が複数回更新されたことにより、子どもとの面会交流を妨害されたという思いがあり、家裁の裁判官から実情を伝えてもらえればよかったと思った。

● 家裁との連携については、申立書に保護命令以外の事件の情報も記載してもらおうこととしており、家裁で離婚調停が申し立てられていること等も把握できるようになっている。裁判官としては、家裁の事件の進行状況は気になる場所であり、場合によっては当事者に確認している。

○ 加害者側の性別は男性が多いのか。それから、暴力を行使するのは、有形力をもって相手を支配しようとするのが根本にあると思われるが、そのような根本の問題に対して裁判所は何らかの働き掛けをしているのか。

● まず、加害者側の性別については、説明者が担当した事件では、すべて男性であったが、他の裁判官が担当した事件では、女性が加害者の事件もあったと聞いている。ただ、女性が加害者になるケースは少ない。

2点目については、内面が問題であるのは御指摘のとおりであるが、保護命令は、生命、身体に対する重大な危険を防止するための仕組みで、暴行、脅迫を防止するという観点から行うものであり、加害者の精神的なケアについて裁判所が実施していることはない。そのようなカウンセリングをしている団体があることは承知しているが、裁判所が関与することはない。

○ 法律の運用に限界があることは理解しているが、根本のところは改善されないと配偶者による暴力はなくなるのではないかと感じている。

○ 説明の中で迅速性が求められるという話があったが、相手方を呼び出す場合、呼出状を郵送しているとの説明があった。迅速性が求められるのであれば、電話で呼び出してもよいのではないか。

- 法律上は適宜の方法で呼び出すこととされているが、高松地裁では郵便で呼出状を送付している。電話で呼び出すことも可能であるが、電話で呼び出す場合、電話に出た者が本人であるかどうかの確認ができないこともあり、ほとんどの庁が郵送で呼出しをしているのが実情である。

加害者である相手方に確実に受け取ってもらうことが重要であり、受け取ったことが裁判所に報告される特別送達郵便の方法で呼出状を送付している。ただ、特別送達と並行して普通郵便でも呼出状を送付したり、特別送達郵便を受け取らずに返送された場合には、相手方に電話連絡して受け取りを促すこともある。

- 審尋期日は、呼出状の発送日からどれくらいの間隔を空ける運用か。
- 申立日から呼出状発送までの間隔は一概にはいえないが、相手方の審尋期日まで概ね1週間前後の間隔をおいている。
- 加害者である相手方が審尋期日に出て来ない割合はどれくらいか。
- 私が担当した事件では、ほぼ全員が出頭している。

呼出状を受け取らず、郵便が返ってくる場合もあるが、そのような場合には、再度呼出状を送付する。また、恐らく自宅にはいないであろうというケースでは、実家に呼出状を送付し、相手方が受け取ったということもあった。

- 出頭しない場合、どのような刑事罰があるのか。
- 出頭しないことについての刑事罰はないが、呼出状を受け取り、申立書を見ているにも関わらず、出頭せず、何も反論しない場合には、申立ての事実を争わないものとして判断することが多い。また、確実に呼出状が届いていることを確認した場合には、出頭するかしないかは、加害者である相手方の自己責任である。裁判所から必要以上に出頭を促すようなこともしない。確実に申立書を見ているにもかかわらず出頭しない場合は、出頭しないこと自体も一つの資料として判断する。
- DVは身体的なものより精神的なものの方が多く、相談の件数は平成25年度から平成29年度にかけて3倍弱になっている。これは、婚姻関係にある場合の件数であり、交際関係等にあるものを含めれば更に多くなると思われる。被害を受けているのは女性

が多いと思うが、裁判所まで相談に行くことの負担も大きく、関係機関が連携して対策を講じる必要があるのではないか。また、被害者保護に関しても、公的機関による保護だけでなく、民間のシェルターを利用する等、相互の連携も必要になってくると思われる。

○ 行き場のない方、居場所を知られたくない方のために、独自で民間のアパートを借りている。これまでに夫からのDVで逃げてきた被害者を保護したことがある。そのような被害者には、子ども女性センター等の公的な機関を紹介しているが、一般的には、公的な機関に行くことは、かなり敷居が高いと思われ、紹介しても被害者が躊躇するケースがある。また、自分がどのような被害を受けたのかを正確に伝えることが困難な被害者がいるのも実情である。そのような状況なので、裁判所で保護命令を申し立てるに至らないケースもかなり多いのではないか。

■ 裁判所の敷居が高いと思われるのは理解できる。本当は裁判所に来てもらった方がよいケースでも裁判所まで来てもらえないこともあると思う。裁判所に来た方については、裁判所がすべきことを全力で行うことができるが、裁判所に来てもらうために何ができるかという、裁判所だけの努力では難しい面もあり、やはり様々な方面の御協力が必要ではないかと思う。

○ 参考にいただいた申立書の様式もあり、情報を伝えてあげることが重要なので活用したい。お互いに情報を伝え合うことが大切なので心掛けたい。

■ 保護命令が必要な場合には、躊躇せず裁判所に来ていただきたいと思っており、機会があれば、ぜひこの思いを伝えていただきたい。

○ 行政の支援機関の担当者としては、保護命令という制度ができて選択肢が広がったことは大変よいことである。法改正によって、子どもや親族への接近禁止の制度ができたことはありがたい。この制度ができたために、被害者が加害者から離れて自立した生活をするための一つの手段として活用できるようになった。ただ、深刻なケースほど保護命令の申立てをしないことが多く、そのような被害者に対する支援をしていくことが重要な仕事になっている。

一方、加害者については、カウンセリング等を受けても改善しないケースも多い。1人の加害者が複数の方に被害を与えることもあり、根深い問題である。

DV事案は増加しており、最近では、夫婦喧嘩でも警察が臨場するケースが増加している。警察が臨場した場合は、子ども女性センターも事案を把握することになっており、DVがある環境で育つ子どもに対し、できるだけよい環境で育ててもらおうよう対策を講じなければならないと感じている。

子供の親権についての争いが児童相談所に持ち込まれる場合もあるが、児童相談所では判断できないことなので、裁判所の家事調停等を紹介している。DV事案の増加により、このような問題も増加するものと思われる。

- 裁判所の対応で疑問に思ったこと、気付いたことはないか。
- 制度としては少しずつよくなっていると思う。個別の事案では、裁判所側をお願いをして対応してもらうこともあり、今後も同様をお願いしたい。
- 同じ事案で再度保護命令が出るケースはあるのか。
- 保護命令が出て6か月後にまだ危険が継続していると認められる場合には、再度保護命令が出されることはある。
- DVが世代間で連鎖するケースもあると思う。親の姿を見ている子どもが将来保護者になってDVを行ってしまうことを防ぐための対策も必要ではないか。保護命令に加えて、何らかの更生プログラムを受けさせるような仕組みがあればよいと思う。
- 各機関において、同じ加害者に対し、過去にも別の被害者との関係で保護命令が出ているという情報を把握できないのか。
- 保護命令事件において、申立人から、相手方は過去にも保護命令を発せられている旨が述べられたことは、私の経験上はない。
- 裁判所に過去の事件のデータベースはないのか。
- 事件情報としてはあるが、限られた年数のものしか保存していない。体系的に保存しているものではなく、申立情報として保存しているものである。ただし、検索をして該当する当事者がいた場合、それを裁判官の判断の資料にすることは法的に問題があると

思われる。

- 接近禁止命令について、どれくらいの範囲又は距離であればよいという基準はあるのか。
 - 定量的なものを定めて命令されるものではなく、保護命令に違反するかどうかは評価の問題になろうかと思う。また、定量的な命令に馴染まないところもあり、禁止の内容としては、近づいてはならないとか徘徊してはならないという命令になる。
 - 説明の中で審尋の紹介があったが、審尋の実情として、申立人と相手方が揃った場で審尋をする場合はあるのか。
 - 双方揃っての審尋はほとんど実施されていないのではないかと。法律の趣旨としては、相手方の審尋を経ることとなっている。申立人と相手方の双方が揃って審尋すると定められてはおらず、もちろんそのようなことは適切ではないので、申立人と相手方の話は、別の日に聞いている。
 - DV事件については、必ずしもしっかりとした証拠が揃っていないケースが多く、裁判所も判断に悩むところではあるが、証拠を揃えることについてどのようなことが考えられるか。
 - 代理人弁護士がいないケースでは、申立人が自分で揃えることは困難な面がある。子ども女性センターに相談している場合には、証拠の揃え方についての的確なアドバイスがされており、裁判所としてもたいへん助かっている。また、子ども女性センターや警察に相談したときの状況を書面で提出してもらうことがあるが、その書面に被害者の話を詳しく記載してもらえると大変ありがたい。
- 申立人は、どのような物が証拠になるのか十分理解していないケースも多い。裁判所からメール等はないかと水を向けると存在することが判明することもある。相談機関におかれては、証拠の保全についても被害者にアドバイスをしていただければありがたい。
- 昨今、デートDV防止について大学が中心になって取り組んでいるようであるが、対策とか、どういうものを証拠として揃えなければならないという指導はされているのか。
 - DVに関して関心をもっている学生もいるが、自分や周囲に起きていることがデート

DVだと気づいていない学生も多い。講演会等を実施し、証拠の重要性について説明している。また、学生に限らず様々な場面で、公的機関に相談に行ったり証拠になるものを残すべきという話もしている。ただ、親密な関係の中でのことなので、公的機関へ相談に行くことには抵抗を感じる方が多いと感じている。

5 次回の予定

平成31年5月14日（火）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「裁判員裁判の現状について」